

全国一斉

不動産表示登記 無料相談会

第
14
回

お隣との境界を
確認したいが空き家になっていて
所有者も不明である

建物を取り壊したが
あとの手続きが
わからない

建物を改築・増築したが
登記が必要かどうか
わからない

自分の土地の
面積を知りたい

相続や贈与などのために
土地を2つに分けたい

所有している
土地の番地を1つの
番地にまとめたい

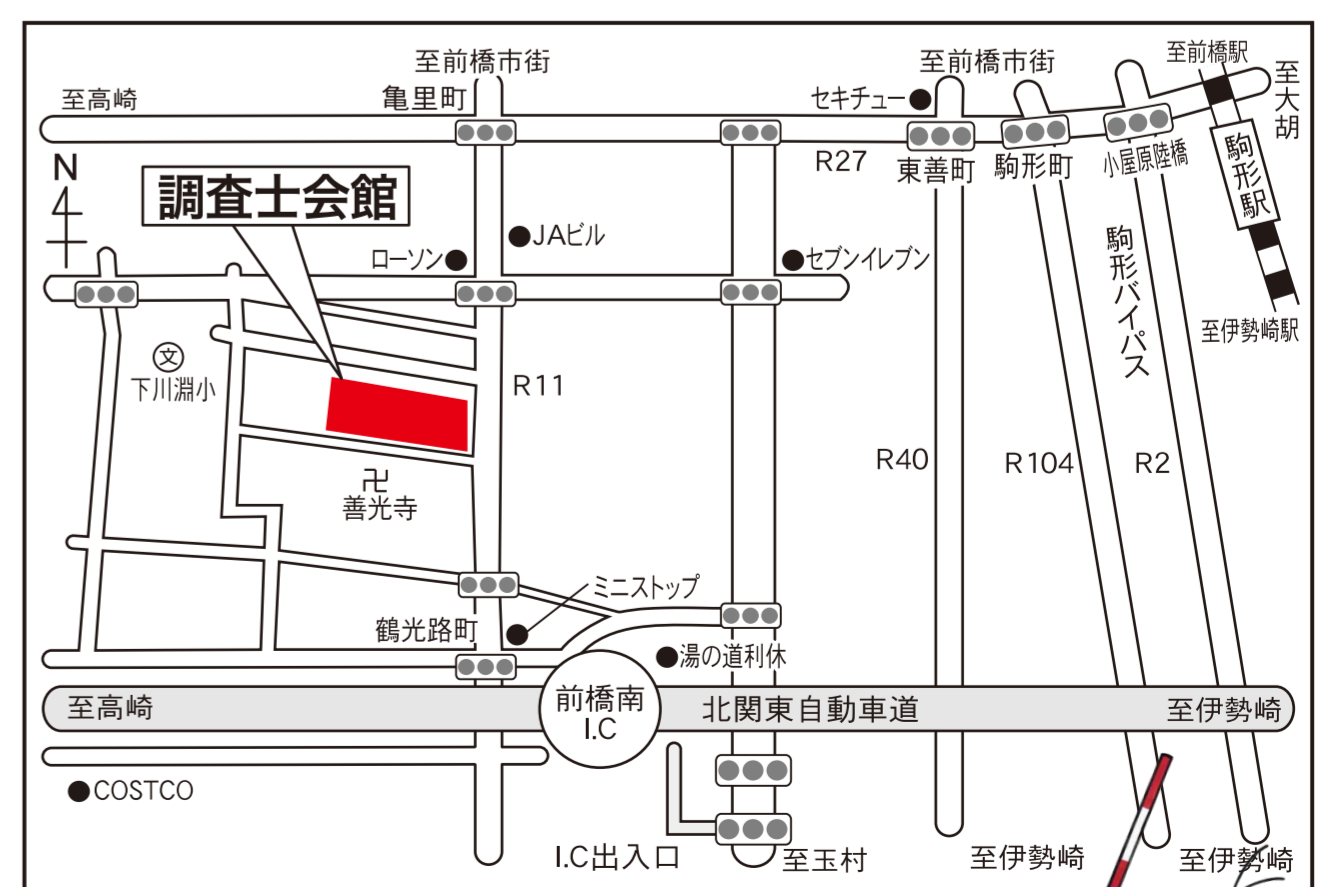
雑種地や山林などを
宅地にしたい

土地家屋調査士が**不動産**に関する**ご相談**にお応えします！

日時 2024年 **7月28日(日)**
10:00~17:00(予約制)

場所 **群馬土地家屋調査士会館**
(前橋市鶴光路町19番地2)

お問合せ 群馬土地家屋調査士会 **027-288-0033**
※7月22日(月)までに予約して下さい



広報キャラクター「地識くん」
7月31日は
土地家屋調査士の日です

